

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県八頭庁舎電話交換機設備保守点検業務委託 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県八頭庁舎電話交換機設備保守点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務の場所

鳥取県八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県鳥取市、八頭郡又は岩美郡内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内東部地区事業所」という。）を有していること。ただし、県内東部地区事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和元年度以降に、鳥取県内の国、地方公共団体又はその他の法人が発注した電話交換機及び電話料金管理装置保守点検業務を、1年以上継続して履行した実績（履行中のものも含む。）を有していること。

(6) 本件業務対象設備の電話交換機について任意のデータ変更を速やかに実施できる技術員を有するとともに、当該電話交換機の製造者から技術支援及び部品供給を受けることができる者であること。

(7) 機器の故障等に関しては速やかに担当者を派遣し対応できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所 八頭振興課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100
鳥取県東部地域振興事務所八頭振興課 総務・調整担当
電話 0858-72-3811
電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年3月5日（水）から同月17日（月）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月5日（水）から同月17日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月26日（水）午前10時 即時開札

イ 場所

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100
鳥取県八頭庁舎 会議棟2階 入札室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年3月11日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する質問の回答

(1) の質問については、令和7年3月12日（水）から同月17日（月）までの間、八頭庁舎公告掲示板に掲示するとともに、インターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年3月17日（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による送付の場合においても提出期間及び時間内に必着すること。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時ににおいて2の競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出場所

4の（1）に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付。ただし送付の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより 4 の (1) の場所に送付すること。

- (2) 入札参加者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

- (1) 入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- (2) 2 の (4) を証明する資料 (法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書 (その 1) の写し (地方税法施行規則 (昭和 29 年総理府令第 28 号) 第 10 号様式) (競争入札参加資格者名簿に県内東部地区事業所の登録がされていない者に限る。))
- (3) 会社概要書 (次の内容が記載された書面)
 - ・会社案内
(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所の所在地、従業員数、経歴 (沿革))
 - ・業務内容 (営業種目)
 - ・営業に関する許可、認可、登録等
- (4) 2 の (5) を証明する資料 (契約書の写し等)

8 資格審査について

- (1) 6 の (1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 3 月 18 日 (火) までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県東部地域振興事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
令和 7 年 3 月 21 日 (金) 午後 5 時
 - イ 提出場所及び方法
4 の (1) の場所に持参することとする。
- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県東部地域振興事務所長は、説明を求めた者に対して、令和 7 年 3 月 24 日 (月) までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、入札書 (様式第 3 号) により行う。
- (2) 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。
(消費税不課税、非課税のものを除く。) 課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
本件業務に係る委託料は四半期ごとに支払うものとし、落札者は落札決定後、直ちに支払内訳書 (任意様式: 各四半期毎の支払金額並びに消費税及び地方消費税の額を記載したもの) を提出すること。

- (3) 入札書に記載する金額は、業務期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の総額を見積もった額とすること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (9) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、棄権として取り扱うことがある。
- (10) 開札は、入札者又は代理人が立会して行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (11) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参又は送付すること。
 - イ 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (14) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書を提出していない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (6) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 郵便又は信書便による入札
- (9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載

事項を確認し難い入札

(10) 入札書を訂正が容易にできる筆記用具で記載した入札

(11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低価格の入札者が複数あるときは、くじによって落札者を決定する。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 専属的合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

16 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 権利義務の譲渡等の禁止
- 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (6) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- (ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合は、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (7) 守秘事項
- ア 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- イ 発注者及び受注者は、本業務の実施により取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとする。
- (8) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (9) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (10) 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わないものとする。